

「年収の壁」で就業調整する非正規労働者は 445 万人 賃金上昇に応じた引き上げで、労働力は 2.1%拡大

「年収の壁」を意識して就業調整する非正規労働者は 2022 年時点で 445 万人、40～50 歳代の既婚女性や親の扶養に入る若年層が多い。このうち社会保険上の壁である「130 万円の壁」は、1993 年までは賃金の上昇に応じて引き上げられてきたが、それ以降は改定されていない。この間、パートタイム労働者の時間あたり賃金は 1.4 倍になっており、賃金上昇に応じて壁を引き上げたとすれば、壁は「182 万円」まで上昇していたことになる。そうすれば、就業調整している 445 万人の 1 日当たりの労働時間は、現在の 4 時間から 6.1 時間まで増加し、その規模は全労働者による労働投入量の 2.1%に相当する。つまり、社会保険上の壁を従来のように賃金の上昇に応じて引き上げれば、労働力を 2.1%拡大できるだろう。

「年収の壁」がパートタイム労働者の労働時間を抑制

厚生労働省は、「年収の壁」に対する当面の対策として、「年収の壁・支援強化パッケージ」を 10 月から進めることを決定した。パートタイム労働者による就業調整を解消し、「年収の壁」を意識せずとも働ける環境づくりに取り組むとしている。

「年収の壁」とは、パートタイム労働者やアルバイトの年間収入が一定の金額を超えると税金の支払いや社会保険料の負担が発生する年収の水準のことである。この年収の水準には、「103 万円」「106 万円」「130 万円」「150 万円」「201 万円」があり、税金の支払いが発生する「税制上の壁」と社会保険料の負担が発生する「社会保険上の壁」に分けられる（右図）。

このうち、税金の支払いが発生する「税制上の壁」には、所得税の負担が発生する「103 万円の壁」のほか、配偶者がいる場合には配偶者特別控除の減額が始まる「150 万円の壁」、配偶者特別控除がゼロなる「201 万円の壁」¹がある。また、社会保険料の負担が生じる「社会保険上の壁」には、配偶者の扶養から外れて社会保険に加入しなければならない「106 万円の壁」や「130 万円の壁」²がある。

これらの壁うち、厚生労働省の「年収の壁・支援強化パッケージ」では、社会保険上の壁である「106 万円の壁」と「130 万円の壁」への対策を行う。「106 万円の壁」に対しては、労働者の手取りが減少しないように取り組む企業に対して最大 50 万円の助成金を支給する。また、「130 万円の壁」に対しては、年収が 130 万円を超えても連続 2 年までは配偶者の扶養（社会保険上の扶養）にとどまることが可能となり、

¹ 年収が 103 万円を超えると、配偶者控除から配偶者特別控除に切り替わるが、控除額は 38 万円と同じであるため、実質的な税負担に変化はない。

² 従業員数が 101 名以上の企業では年収 106 万円以上（正確には、一週間の勤務が 20 時間以上で月額 8 万 8,000 円以上）、それ以外の企業では年収 130 万円以上が社会保険の加入対象となる。

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、株式会社伊藤忠総研が信頼できると判断した情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。記載内容は、伊藤忠総研ないしはその関連会社の投資方針と整合的であるとは限りません。

「年収の壁」の種類

	税制上の壁			社会保険上の壁
	所得税	配偶者がいる場合		社会保険料
		配偶者控除	配偶者特別控除	
100万円以下	不要	対象	-	不要
100万円以上				
103万円以上	必要	配偶者特別控除へ移行	対象	一部必要
106万円以上				一部対象
130万円以上			対象外	必要
150万円以上				
201万円以上				

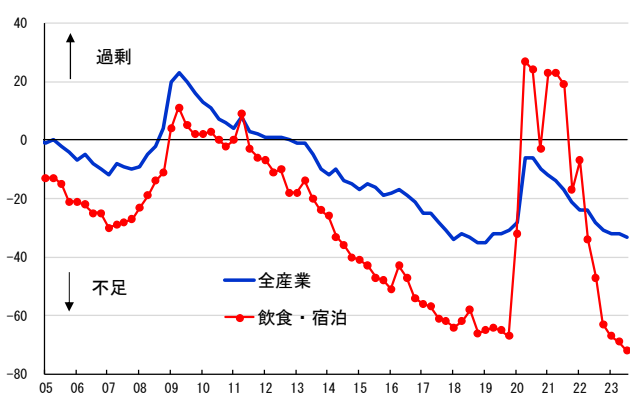
（出所）伊藤忠総研作成

社会保険料の負担が生じないとしている。

「年収の壁」への対策が求められる背景には、人手不足の加速がある。日銀短観（全国企業短期経済観測調査）の雇人員判断DI（過剰－不足）によると（下左図）、9月は▲33%ポイントの不足超過、このうち飲食・宿泊サービスでは▲72%ポイントの不足超過となっており、企業の人手不足感が高まっている。

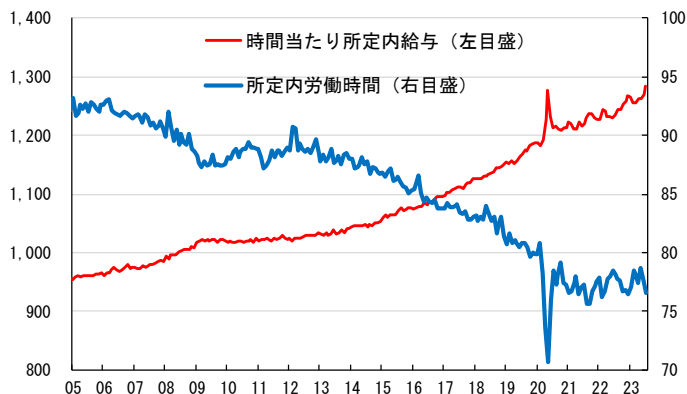
にもかかわらず、パートタイム労働者の労働時間は減少傾向にある。厚生労働省の「毎月勤労統計」によると、パートタイム労働者の労働時間は2005年1月の月93時間から2023年7月には77時間に減少、一日当たりの労働時間に換算すると、4.7時間から3.8時間に減少している（下右図）。その結果、時間当たり賃金が955円から1,284円に上昇する中で、年収は107万円から119万円までの上昇に抑えられており、「年収の壁」が意識されて就業調整が行われていることが窺える。

雇人員判断D.I.(過剰－不足)



(出所) 日本銀行「短観」

パートタイム労働者の時間当たり賃金と労働時間



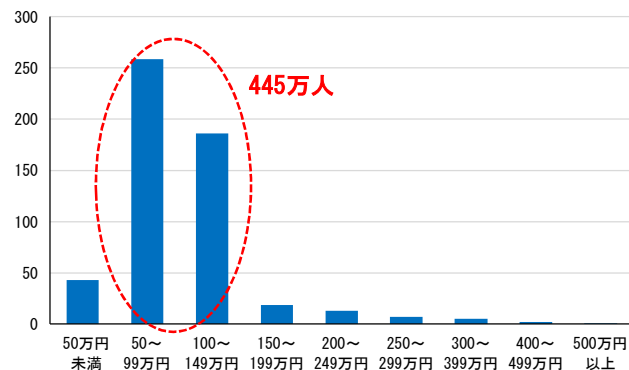
(注) 季節調整済値、伊藤忠総研作成
(出所) 厚生労働省「毎月勤労統計」

445万人の労働者が「年収の壁」で就業調整

総務省は、5年おきに国内の就業状況を調査し、「就業構造基本調査」を公表している。前回の2017年調査からは、「収入を一定の金額以下に抑えるために就業時間や日数を調整しているのか」の質問が新たに設けられ、就業調整をしている非正規雇用者³の状況を把握することが可能となっている。

最新の2022年調査によると、非正規雇用者2,111万人のうち、就業調整をしている人数は537万人となっており、全体の約25%が就業調整を行っている。年収別にみると（右図）、「50～99万円」と「100～149万円」の区分で突出しており、合わせて445万人の労働者が「103万円」「106万円」「130万円」の「年収の壁」を意識して、労働時間を調整している可能性が示されている。実際に、厚生労働省が実施したアンケート調査「令和3年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査」によると、就業調整していると回答した人のうち、57.3%は「130万円の壁」、21.4%は「106万円の壁」を意識していると回答している。

就業調整をしている非正規雇用者数(年収別、万人)

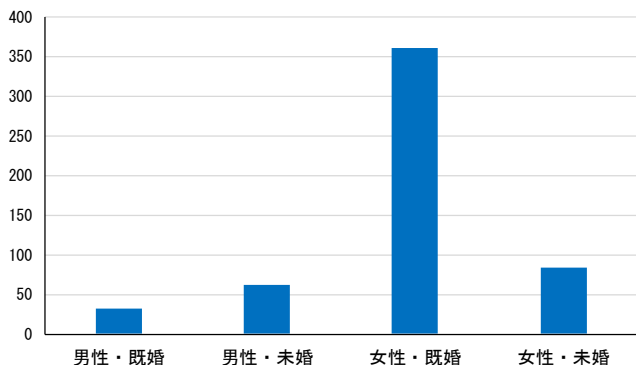


(出所) 総務省「就業構造基本調査」

³ 非正規雇用者は、パート・アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託の合計。「就業構造基本調査」によると、パート・アルバイトは非正規雇用者の7割程度を占める。

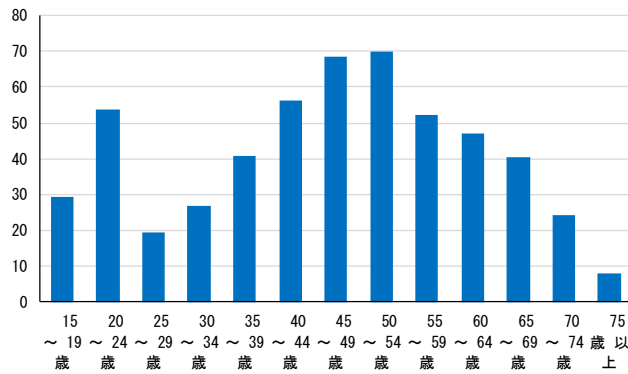
また、性別では女性、なかでも既婚者が最も多く、年齢別では40～50歳代や20歳前半が多い（下図）。子育てが落ち着き、再び働き始める既婚女性や、親の扶養に入る学生において、所得税や社会保険料の支払いによる手取り収入の減少を避ける傾向があると考えられる。

男女別の就業調整者数(万人)



(出所) 総務省「就業構造基本調査」

年齢別の就業調整者数(万人)



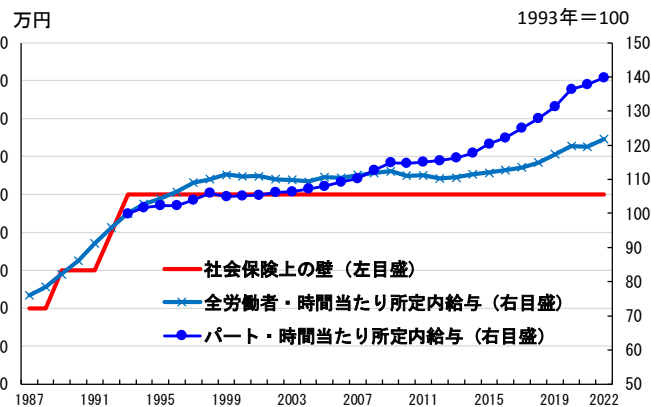
(出所) 総務省「就業構造基本調査」

「年収の壁」を賃金上昇に応じて引き上げると、労働力は2.1%増

先に見た通り、「年収の壁」によって445万人の労働者が就業調整をしている状況を踏まえると、壁がなくなることによって、労働投入量（＝労働者数×労働時間）は増加し、労働力不足の改善が期待できるだろう。仮に、就業調整している445万人の労働時間が現在の1日当たり4時間から2005年時点の5時間に増えるとする、労働投入量は全体で約1%増加すると試算される⁴。

冒頭でも触れた通り、厚生労働省の「年収の壁・支援強化パッケージ」では、社会保険上の壁である「106万円の壁」「130万円の壁」に絞って対策を行う。このうち「130万円の壁」については、1993年以前は賃金の上昇に応じて改定されており、1987年の100万円から1993年4月には130万円に引き上げられていた（右図）⁵。しかし、1993年以降は賃金が上昇しているにもかかわらず、これに応じた見直しが行われていない。

社会保険上の壁と時間当たり賃金



(注) パートの時間当たり所定内給与は、従業員5人以上。全労働者の時間当たり所定内給与は、従業員30人以上。
(出所) 厚生労働省「毎月勤労統計」、各報道をもとに伊藤忠総研作成

厚生労働省の「毎月勤労統計」によると、時間当たり所定内給与は、一般労働者とパートタイム労働者を合わせた全労働者では1993年から2022年にかけて約1.2倍、パートタイム労働者のみでは約1.4倍となっている。「130万円の壁」はパートタイム労働者が意識する壁であり、仮にパートタイム労働者の賃金の上昇に応じて引き上げられてきたとすれば、壁は「182万円」まで上昇していたことになる。

「年収の壁」が「182万円」まで引き上げられた場合、就業調整をしているパートタイム労働者445万人

⁴ 445万人の労働時間が1日1時間増加すると1年間で約11億人・時間増加することになるが、2022年の労働投入量は約1,100億人・時間につき、全体の約1%に相当。つまり、労働時間を調整しているとみられるパートタイム労働者の労働時間が1日1時間増えると、労働投入量は1%増加することになる。

⁵ 1986年以前は所得税と連動されていた。

の1日当たりの労働時間は現在の4時間から6.1時間まで増加し、その規模は全労働者による労働投入量の2.1%に相当する。つまり、社会保険上の壁を従来のように賃金の上昇に応じて引き上げれば、労働力を2.1%拡大できる。

なお、社会保険上のもう一つの壁である「106万円の壁」は、2016年10月から新たに導入された制度である。2016年の適用開始時点では、当面の経過措置として「従業員501人以上」の事業所が対象となっていたが、その後2022年10月に「従業員101人以上」まで拡大し、2024年10月には「従業員51人以上」まで更に対象を拡大する予定である⁶。厚生労働省によると、将来もらえる年金や健康保険の給付が増えるなど、社会保障の充実という点で社会保険の加入者にとってメリットがあるとしている⁷。ただ、先に紹介した厚生労働省のアンケート調査で示されているように、21.4%は「106万円の壁」を意識して就業調整をしていることを踏まえると、実際はメリットが少ないと判断されている可能性が高いだろう。

家計所得は増加、個人消費は拡大

今後も景気回復が続けば、労働需給は一段と逼迫していくことが見込まれる。労働投入量を実質GDP成長率で単純に回帰した結果⁸を用いると、成長率1%に対して労働投入量は0.59%必要となるが、社会保険上の壁を賃金上昇に応じて「182万円」まで引き上げれば、先に見た通り労働力は2.1%増えるため、1~2%程度の成長が2年間続いたとしても、労働力不足が成長を制約する事態は防げるだろう。

また、社会保険上の壁を引き上げれば、所得の増加や消費の拡大も期待できる。1日当たりの労働時間を4時間から6.1時間まで増やした場合、1人あたり年間62.6万円の所得が増加する⁹。総務省の「家計調査」によると、パートタイム労働者が多いと思われる所得階層Ⅱ（世帯収入が460~600万円未満）と所得階層Ⅲ（世帯収入が600~750万円未満）¹⁰では、消費が所得に占める割合を表す平均消費性向は2022年平均で0.66となっており、所得増加によって消費は1人あたり年間41.3万円増える。「年収の壁」を意識して就業調整している445万人合計では、消費は年間1兆8,378億円増加する試算となる。GDP統計の家計の消費支出は、2022年で296兆円となっており、押し上げ幅は家計の消費支出の約0.6%に相当する。

厚生労働省が実施する「年収の壁・支援パッケージ」は、約3年程度の一時的な対応策となっている。その後は、2025年に予定される年金制度改正に向けて、社会保障の制度見直しも含めて議論される見通しである。そもそも、「社会保険上の壁」が1993年以降は賃金上昇に応じて引き上げられていない事実を踏まえると、労働力不足の解消という観点からみれば、賃金に応じて壁を引き上げる従来の方法を取る対策が効果的だと考えられる。

⁶ 企業規模要件そのものを撤廃する案もあったが、中小企業の経営への配慮要請を受けて、従業員51人以上とした。

⁷ 「106万円の壁」を導入した趣旨として、厚生労働省は、①被用者にふさわしい保証の実現、②働き方や雇用の選択を歪めない制度の構築、③社会保障の機能強化を挙げている https://www.mhlw.go.jp/stf/nenkin_shikumi_009.html

⁸ 以下の労働需要関数を用いて試算。

労働投入量増加率 = $-0.66 + 0.59 \times$ 実質GDP成長率 推計期間:2000~2022年度

自由度修正済み決定係数: 0.72、定数項及び係数は1%有意水準

⁹ 時間当たり賃金は、毎月勤労統計の2022年平均値1,242円を使用。

¹⁰ 家計調査によると、所得階層Ⅱの有業人員は1.7人であり配偶者の女性の有業率は50.2%、所得階層Ⅲの有業人員は1.8人であり配偶者の有業率は58.4%となっている。